

1 開催日時

令和4年4月26日（火） 14：15～

2 開催場所

ときわ湖水ホールミーティングルーム

3 議 題

- ・議案第13号 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会への諮問の件
- ・その他の事項

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について

宇部市不登校対策アクションプランの策定について

宇部市社会教育委員の委嘱について

宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について

宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について

宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について

宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について

寄附の報告について

宇 教 総 第 号
令和 4 年 (2022 年) 4 月 日

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会会長様

宇部市教育委員会
教育長 野 口 政 吾

宇部市立小中学校適正規模・適正配置について（諮問）

下記のことについて、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例第 2 条の規定により諮問します。

記

1 諮問事項

宇部市立小中学校の適正規模・適正配置について

2 諮問理由

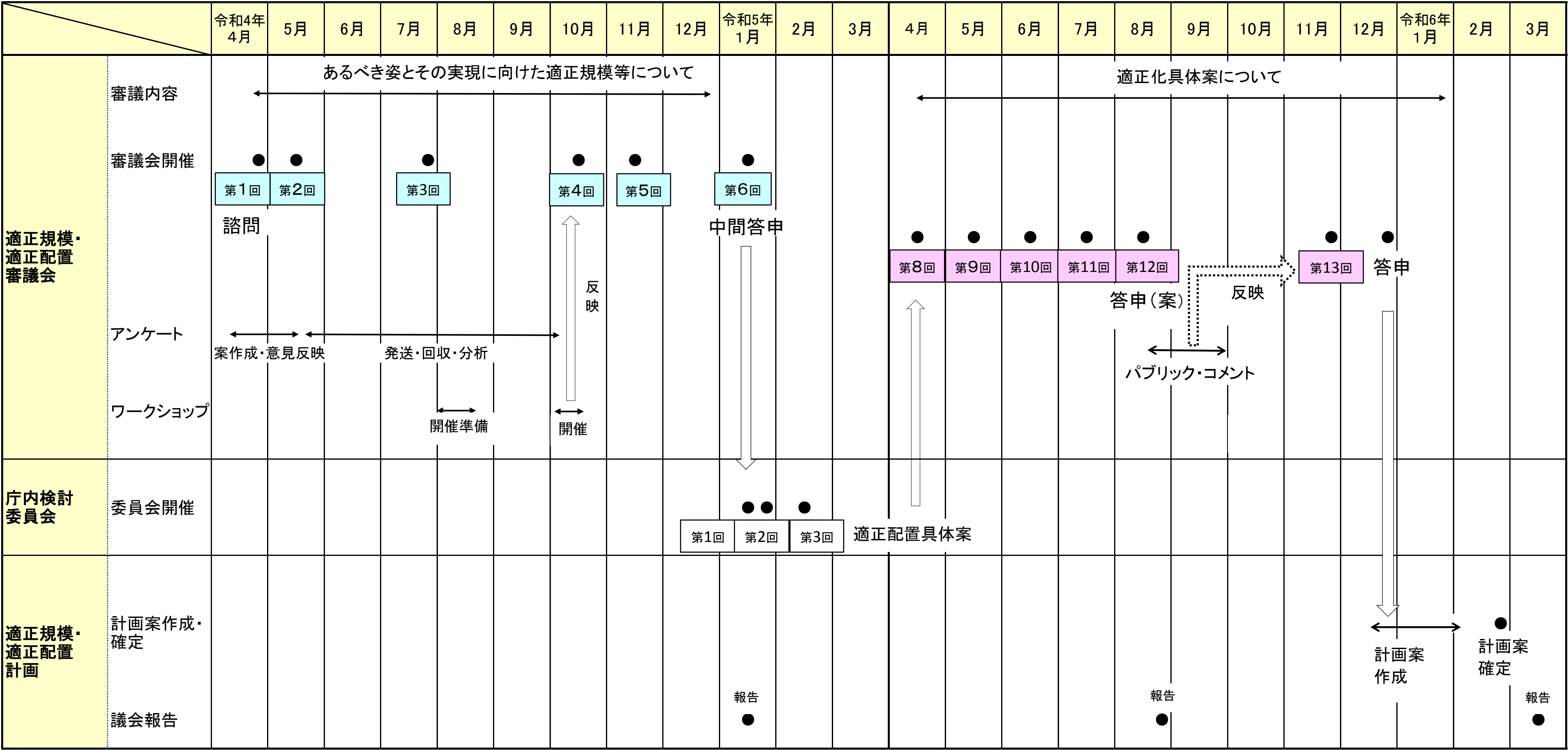
児童生徒数が年々減少し、教育環境が大きく変化しつつある中、宇部市の子ども達に最適な教育環境を持続的に提供するため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定するにあたり、次の 2 点について、調査検討していただくよう諮問するものです。

3 審議事項

- (1) 最適な教育環境として将来あるべき学校の姿と、その実現のために必要な適正規模など、今後の方向性について
- (2) 将来あるべき学校の姿を実現するための方向性を踏まえた、学区変更など適正配置の具体的な取組案について

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画策定スケジュール

別紙1



宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿

区分	推薦母体・公職等	氏 名
学識経験者	山口大学教育学部 学部長	鷹岡 亮
	山口大学大学院 教育学研究科教授	松田 靖
	宇部フロンティア大学 短期大学部教授	伊藤 一統
小中学校の教職員	宇部市立常盤中学校校長	松岡 千鶴
	宇部市立東岐波小学校校長	小野 晃子
小中学校児童生徒 の保護者代表	市 P T A 連 合 会	松尾 淳一
		松田 昌枝
地域代表	市コミュニティ推進地区 連絡協議会	上原 久幸
	市自治会連合会	井上 博己
公募委員	未就学児の保護者	井上 政志
		福永 久美子

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第1条 宇部市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、計画の策定について必要な事項を調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校の教職員を代表する者
- (4) 自治会その他地域住民の組織を代表する者
- (5) 公募により選出した者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

宇部市社会教育委員の改選について

令和４年３月３１日をもって任期満了となる社会教育委員の改選を行いました。
新たに委嘱された委員は、別紙名簿のとおりです。

任期は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までです。

今回の改選での変更点

今後の本市の社会教育のあり方を鑑み、ふれあいセンター館長を代表して委員を
一名選出していただくとともに、新しく三号委員（学識経験者）として、宇部工
業高等専門学校から委員を選出していただきました。

社会教育法（抄）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２ 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（削除）

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務
を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見
を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２ 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるこ
とができる。

３ 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教
育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係
者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必
要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委
員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

宇部市社会教育委員に関する条例（全文）

昭和二十五年四月二十四日

条例第二十号

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、宇部市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

（定数）

第三条 委員の定数は、二十人以内とする。

（任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

第五条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

宇 部 市 社 会 教 育 委 員

任期：令和6年(2024年) 3月31日まで

選出区分	番号	氏 名	所 属 ・ 役 職	性別	在任 年数
(一号委員) 学校教育	1	小野 晃子	宇部市小学校校長会 宇部市立東岐波小学校校長	女	2年
	2	杉原 早苗	宇部市中学校校長会 宇部市立厚東川中学校校長	女	新任
	3	中邑 至道	宇部市私立幼稚園連合会 宇部フロンティア大学付属幼稚園園長	男	新任
(一号委員) 社会教育	4	河内 清美	宇部市PTA連合会 副会長	女	新任
	5	原田 正之	宇部市子ども会育成連絡協議会 副会長	男	新任
	6	藤井 恵子	宇部市婦人会協議会 会長	女	2年
	8	川村 文子	宇部市人権教育推進委員協議会連絡会 理事	女	2年
	7	海頭 巖	藤山ふれあいセンター 館長	男	新任
(二号委員) 家庭教育	9	中山 昭乗	宇部市保育連盟 法泉寺保育園園長	男	4年
	10	上原 久幸	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会 委員	男	2年
	11	高野 真紀	ナラティブ・ママ・サロン	女	4年
(三号委員) 学識経験者	12	伊藤 一統	宇部フロンティア大学短期大学部 教授	男	6年
	13	浅原 京子	宇部工業高等専門学校 一般科 教授	女	新任

女性委員の比率 7人／13人 53.8%

宇部市社会教育推進委員会委員の改選について

令和4年3月31日をもって任期満了となる社会教育推進委員会委員の改選を行いました。

新たに委嘱された委員は、別紙名簿のとおりです。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

今回の改選での変更点

地域と学校の連携・協働体制を強化していく観点から、学校関係者や地域で子育てに関わっておられる方の積極的な推薦を依頼しました。

(地域で子育てに関わっておられる方の例示)

- ・放課後子ども教室関係者
- ・学童保育関係者
- ・母子保健推進員
- ・民生委員・児童委員
- ・子育てサークル関係者
- ・子ども会関係者

宇部市社会教育推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 各ふれあいセンター管内(以下「管内」という。)における社会教育の推進を図るとともに、社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進するため、各ふれあいセンターに社会教育推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 管内の社会教育活動の企画・実施に関すること。
- (2) 地域と学校の連携・協働に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、ふれあいセンターの館長(以下「館長」という。)が推薦し、宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、12人以内とする。

(職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が決定するまでは、館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、各ふれあいセンターにおいて処理する。

(災害補償)

第8条 委員が業務の遂行中又は通勤の途上において被った災害については、宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第43号)の規定に準じて補償する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

宇部市社会教育推進委員会委員 名簿

【区分】

1：学校教育及び社会教育の関係者	101人	(47.6%)
2：家庭教育の向上に資する活動を行う者	103人	(48.6%)
3：学識経験者	8人	(3.8%)
4：その他教育委員会が適当と認める者	0人	(0%)

【女性委員の割合】

83人／212人 39.2%

任期：～令和6年3月31日まで

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
1	東岐波	1	赤川 和恵	女	2	校区コミュニティ推進協議会女性部	部長	
2	東岐波	2	赤田 博夫	男	3	元小学校校長宇部市社会教育委員		
3	東岐波	3	宇多田久美子	女	1	東岐波中学校	教頭	新任
4	東岐波	4	大森 孝志	男	2	校区コミュニティ推進協議会 文化部	部長	
5	東岐波	5	折口 崇寛	男	1	子ども会育成連絡協議会	会長	
6	東岐波	6	吉本 有希	男	1	東岐波小学校	教頭	新任
7	東岐波	7	竹本 亜矢	女	1	学童指導員(兼事務局)		
8	東岐波	8	西村 きよ子	女	1	放課後子ども教室		新任
9	東岐波	9	森岡 智恵美	女	2	母子保健推進員・HSJ(ホップステップジャンプ)食育の会代表		
10	東岐波	10	山元 澄子	女	2	民生児童委員協議会委員		
11	西岐波	1	秋永 誠	男	1	西岐波小学校PTA	副会長	新任
12	西岐波	2	芥川 貴久爾	男	1	人権教育推進委員会	会長	新任
13	西岐波	3	石田 義弘	男	2	体育振興会	副会長事務局長	
14	西岐波	4	伊藤 真由美	女	2	母子保健推進協議会	会長	新任
15	西岐波	5	田辺 靖啓	男	1	宇部市立西岐波小学校	校長	
16	西岐波	6	藤高 和久	男	2	自治会連合会	副会長	
17	西岐波	7	三崎 ひとみ	女	1	一般社団法人西岐波学童保育クラブ		
18	西岐波	8	宮本 勝江	女	2	地区民生児童委員協議会	主任児童委員	新任
19	西岐波	9	宮森 由香里	女	2	環境衛生推進協議会	会長	新任
20	西岐波	10	村上 大輔	男	1	西岐波中学校PTA	副会長	新任

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
21	厚南	1	梅野 憲造	男	2	厚南地区民生児童委員協議会	会長	
22	厚南	2	川崎 裕美	女	1	地域学校協働活動推進員		
23	厚南	3	国重 直美	女	2	西部第一高齢者総合相談センター	主任ケアマネージャー	
24	厚南	4	志賀 みや子	女	2	厚南地区社会福祉協議会	会長	
25	厚南	5	勝谷 智子	女	2	厚南地区福祉委員協議会	会長	新任
26	厚南	6	瀬戸 雅己	男	1	宇部総合支援学校	校長	
27	厚南	7	隅田 典代	女	2	社会福祉法人むべの里光栄	理事長	
28	厚南	8	藤永 雅宏	男	1	厚南小学校	校長	
29	厚南	9	古谷 方正	男	1	宇部鴻城高等学校	校長	
30	厚南	10	松永 茂夫	男	2	厚南地区コミュニティ推進協議会	会長	
31	厚南	11	佐々木 英樹	男	1	厚南中学校	校長	新任
32	原	1	岩田 文夫	男	2	社会福祉協議会	会長	
33	原	2	江本 直彦	男	1	黒石中学校	教頭	新任
34	原	3	片岡 伸也	男	1	原小学校運営協議会	会長	
35	原	4	金重 和義	男	1	黒石中学校運営協議会	会長	
36	原	5	中谷 淳子	女	1	黒石中学校	地域コーディネーター	新任
37	原	6	西村 由美子	女	1	人権教育推進委員協議会	会長	
38	原	7	吹上 静恵	女	1	原小学校	校長	
39	原	8	前田 隆義	男	2	第二原ニュータウン自治会	会長	新任
40	原	9	松永 和代	女	2	民生児童委員協議会	主任児童委員	
41	原	10	宮崎 正憲	男	2	体育振興会	会長	新任

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
42	厚東	1	上原 久幸	男	2	地区コミュニティ推進協議会	会長	新任
43	厚東	2	河村 守浩	男	2	まちづくりサークル農事組合法人ふるさと吉見	代表代表理事	
44	厚東	3	岸田美代子	女	1	NPO 厚東ネット ひだまり (学童保育)	カルチャー教室講師	
45	厚東	4	小林 征和	男	1	地域学校協働活動推進員厚東小学校学校運営協議会	推進員会長	新任
46	厚東	5	藤田 守弘	男	1	厚東小学校	校長	
47	厚東	6	藤本 真一	男	1	厚東小学校運営協議会自治会連合会	委員元副会長	
48	厚東	7	山田 栄	男	2	防犯連絡所指導員第4霜降会(※老人会にあたる)	指導員会長	
49	厚東	8	横田 啓子	女	2	NPO 厚東ネット ひだまり第4厚東霜降会(※老人会にあたる)	指導員副会長	
50	厚東	9	渡邊 幸子	女	1	NPO 厚東ネット ひだまり民生委員児童委員協議会	指導員元委員	
51	二俣瀬	1	小川 信博	男	2	二俣瀬地区コミュニティ推進協議会	副会長	
52	二俣瀬	2	岡村 孝男	男	2	昭和会in二俣瀬21	会長	
53	二俣瀬	3	松村 慶子	女	1	二俣瀬地区人権推進委員協議会	副会長	新任
54	二俣瀬	4	永山 貴博	男	3	学識経験者		新任
55	二俣瀬	5	吉富 茂壽	男	2	二俣瀬地区コミュニティ推進協議会	監事	
56	二俣瀬	6	末繁 貴弘	男	1	二俣瀬地区子ども会育成連絡協議会	会長	新任
57	二俣瀬	7	安東 知彦	男	1	宇部市立二俣瀬小学校	校長	新任
58	小野	1	菊池直樹	男	1	小野小学校	校長	
59	小野	2	杉原早苗	女	1	厚東川中学校	校長	新任
60	小野	3	清水隆司	男	2	小野地区自治会連合会	会長	
61	小野	4	村谷啓介	男	2	小野地区コミュニティ推進協議会	会長	
62	小野	5	平川美保子	女	1	小野地区人権教育推進委員協議会	会長	
63	小野	6	油利宣子	女	2	小野地区自治会女性部		

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
64	船木	1	長谷川典彦	男	2	船木地区コミュニティ推進協議会	会長	
65	船木	2	田村敦義	男	2	船木地区コミュニティ推進協議会まちづくりサークル	副会長会長	新任
66	船木	3	吉田 道子	女	1	船木地区人権教育推進委員会	会長	
67	船木	4	和田 嘉之	男	2	船木地区自治会連合会船木自主防災会	会長会長	
68	船木	5	山名悦子	女	1	船木小学校運営協議会	委員	新任
69	船木	6	西村 隆之	男	2	船木地区人権教育推進委員会民生児童委員	副会長委員	
70	船木	7	白石 智孝	男	1	船木小学校	校長	
71	船木	8	岡村一利	男	1	楠中学校	校長	
72	船木	9	邑岡 素明	男	1	船木小PTA	副会長	
73	船木	10	田中 晃子	女	1	子ども会	会長	新任
74	船木	11	松原 綾子	女	2	子ども委員会(放課後子ども教室)	副会長	
75	万倉	1	池田 万智子	女	2	万倉地区コミュニティ推進協議会	事務局書記	
76	万倉	2	河崎 文夫	男	2	万倉地区子ども委員会	会長	
77	万倉	3	小林 活枝	女	2	万倉地区ふれあい運動推進員会	会長	
78	万倉	4	境 憲一	男	1	万倉小学校運営協議会	会長	
79	万倉	5	畑口 真理子	女	1	万倉校区人権教育推進委員協議会	副会長	
80	万倉	6	林 幸恵	女	3	元楠中学校PTA役員		
81	万倉	7	斉藤 英輝	男	1	万倉地区人権教育推進委員協議会		
82	万倉	8	堀 明美	女	1	万倉小学校	校長	新任
83	万倉	9	高村 彰	男	1	万倉地区ふれあい運動推進員会	副会長	新任
84	吉部	1	大田 壮助	男	2	夢ゆめクラブ吉部の郷	会長	
85	吉部	2	山本 良美	女	2	主任児童委員		
86	吉部	3	高無 志津子	女	1	放課後子ども教室学習アドバイザー		
87	吉部	4	藤井 遂子	女	1	楠更生保護女性会(元)		
88	吉部	5	藤村 理絵	女	2	交通安全協会役員		
89	吉部	6	吉田 昭	男	1	放課後子ども教室運営委協議会	会長	
90	吉部	7	江田 良市	男	1	吉部小学校校長	学校長	

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
91	常盤	1	河井 譲治	男	1	常盤地区コミュニティ推進協議会	副会長	
92	常盤	2	上田 由子	女	3	学識経験者(地域推薦)		新任
93	常盤	3	高橋 早緒里	女	2	常盤地区民生児童委員協議会	委員	
94	常盤	4	藤村 亜紀	女	1	常盤小学校PTA	事務局	新任
95	常盤	5	松井 芳恵	女	1	常盤地区人権教育推進委員協議会	委員	
96	常盤	6	吉本 佐恵子	女	2	わくわく常盤	委員	
97	常盤	7	村井 雄一	男	2	常盤地区行事活動部会	会長	
98	常盤	8	渡邊 亜理佐	女	2	宇部市母子保健推進員(常盤地区)	委員	
99	常盤	9	沖中 直樹	男	1	常盤小学校	校長	新任
100	恩田	1	鈴川 優見	男	2	民生児童委員		
101	恩田	2	石川 悦子	女	2	母子保健推進員会会長		
102	恩田	3	五十崎 良	男	1	恩子連会長	会長	
103	恩田	4	中村 智大	男	1	愛育会副会長	会長	新任
104	恩田	5	氏原 秀城	男	2	ふれあい運動推進委員会		
105	恩田	6	桑田 晶子	女	2	恩田地域づくり協議会		
106	恩田	7	松岡 千鶴	女	1	常盤中学校長	校長	
107	恩田	8	三原 洋一	男	1	恩田小学校長	校長	
108	岬	1	菊川 英治	男	2	文化体育連絡協議会		
109	岬	2	高山 キヨエ	女	2	交通安全協会岬分会	婦人部会長	
110	岬	3	宮崎 健次	男	2	自治会連合会		
111	岬	4	藤島 智絵	女	2	文化体育連絡協議会	副会長	新任
112	岬	5	山根 寿美	女	1	人権教育推進委員		
113	岬	6	吉田 衆一	男	1	岬小学校	校長	
114	岬	7	向上 剛康	男	2	スポーツ推進員		

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
115	見初	1	梅 田 寛	男	2	自治会連合会	会長	
116	見初	2	今 山 茂	男	2	環境衛生連合会	支部長	
117	見初	3	藤 本 直 美	女	2	ふれあい運動推進委員会母親クラブ	会長	
118	見初	4	富 田 百合男	男	2	見初民生児童委員協議会地域づくり副会長	会長	
119	見初	5	松 本 鉄 己	男	2	子ども委員会	会長	
120	見初	6	金重 裕 美	女	2	母子保健推進協議会	会長	
121	見初	7	川畑 直 美	女	1	中学校運営委員会	委員	
122	見初	8	川本 朋子	女	1	宇部市立見初小学校	校長	新任
123	見初	9	山田 幸恵	女	2	母親クラブ		新任
124	見初	10	宗像 秀 之	男	2	子ども委員会		
125	神原	1	江嶋 亜企雄	男	2	自治会連合会		
126	神原	2	平野 恒二	男	2	文化体育委員協議会		
127	神原	3	福重 敏恵	女	2	民生児童委員協議会		
128	神原	4	松村 種仁	男	2	文化体育委員協議会		
129	神原	5	森永 みさ子	女	2	きらめき工房		
130	神原	6	戸田 寛子	女	3	学識経験者(地域推薦)		新任
131	神原	7	松阪 等	男	1	神原小学校	校長	新任
132	琴芝	1	井上 博己	男	2	琴芝地区コミュニティ推進協議会	会長	
133	琴芝	2	藤井 恵子	女	1	琴芝地区婦人連絡協議会	会長	
134	琴芝	3	石原 孝行	男	2	琴芝地区社会福祉協議会	会長	
135	琴芝	4	渡壁 正英	男	2	環境衛生連合会琴芝支部	支部長	
136	琴芝	5	河口 信義	男	1	琴芝地区人権教育推進委員協議会	会長	
137	琴芝	6	藤本 満士	男	1	宇部市立琴芝小学校	校長	
138	琴芝	7	村上 恵子	女	1	琴芝地区婦人連絡協議会	幹事	

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
139	上宇部	1	長尾 徳子	女	2	上宇部地域活動母親クラブ	会長	
140	上宇部	2	山崎 和子	女	2	上宇部地区ふれあい運動	事務局長	
141	上宇部	3	桶島貴裕	男	1	宇部市立上宇部小学校	教諭	
142	上宇部	4	山本 毅文	男	2	ふれあい活動推進員		
143	上宇部	5	福永吏	男	1	宇部市立上宇部中学校	教頭	
144	上宇部	6	中村一文	男	1	宇部市立上宇部中学校	教諭	新任
145	上宇部	7	吉富 勉	男	1	放課後子ども教室		
146	上宇部	8	廣瀬 天正	男	3	学識経験者(自治会長経験者)		
147	上宇部	9	林 宏次	男	1	上宇部中学校PTA	会長	
148	上宇部	10	熊毛千恵	女	1	地域学校協働推進員		新任
149	川上	1	江本 祥三	男	1	ふれあい運動推進委員会	会長	
150	川上	2	黒高 満義	男	1	社会福祉協議会	会長	新任
151	川上	3	田中 辰夫	男	1	自治会連合会	会長	新任
152	川上	4	水野 和之	男	1	自治会連合会	副会長	新任
153	川上	5	槇原 国夫	男	1	自治会連合会	副会長	新任
154	川上	6	大塚 徹	男	1	コミュニティ推進協議会	会長	新任
155	川上	7	三輪 篤生	男	1	コミュニティ推進協議会 文化振興会	副会長 会長	新任
156	川上	8	藤野 靖志	男	1	コミュニティ推進協議会 体育振興会	副会長 会長	新任
157	川上	9	中野 優美	女	1	コミュニティ推進協議会 婦人部連絡協議会	副会長 会長	新任
158	川上	10	原田 孝之	男	1	川上小学校	校長	新任
159	川上	11	大山 隆史	男	1	川上中学校	校長	

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職		備考
160	小羽山	1	北坂 修	男	3	中国税理士会宇部支部宇部法人会	支部長理事	
161	小羽山	2	末富 秀史	男	3	宇部法人会宇部商工会議所	理事役員	
162	小羽山	3	今西 雅幸	男	1	桃山中学校PTA	顧問	
163	小羽山	4	藤田 広子	女	1	小羽山幼稚園	園長	
164	小羽山	5	齋藤 亮	男	1	小羽山小学校PTA	会長	
165	小羽山	6	小林 一三	男	1	小羽山地区放課後子供教室推進協議会	副会長	
166	小羽山	7	北見 幹治	男	1	小羽山地区放課後子供教室推進協議会	会長	
167	小羽山	8	河埜 睦実	女	1	小羽山学童保育	指導員	新任
168	小羽山	9	富田 紀子	女	1	小羽山小学校	校長	
169	新川	1	藤笠 祐子	女	2	ふれあい運動推進員会		
170	新川	2	寺本 実春	男	1	桃山中学校	校長	
171	新川	3	真鍋 伸明	男	1	新川小学校	校長	新任
172	新川	4	見山 友裕	男	2	新川自治会連合会	会長	
173	新川	5	木島 千絵	女	2	新川育児サークル		
174	新川	6	市場 照江	女	2	新川女性の会	副会長	
175	新川	7	川崎 雅行	男	1	新川放課後子ども教室運営協議会	会長	新任
176	新川	8	庵地 美果	女	2	新川地区民生児童委員協議会 主任児童委員		新任
177	新川	9	藤井 典子	女	2	新川地区民生児童委員協議会		新任
178	新川	10	藤川 愛希	女	1	新川小学校PTA	副会長	新任
179	鵜の島	1	熊谷 直久	男	2	ふれあい運動推進委員会	会長	
180	鵜の島	2	室井 康人	男	2	子どもパトロール	会長	
181	鵜の島	3	片岡 直子	女	2	自治会婦人部連絡協議会	会長	
182	鵜の島	4	藤田 重治	男	2	子ども委員会	会長	
183	鵜の島	5	清水 昌典	男	1	鵜ノ島小学校	校長	新任

	地区	No.	氏名	性別	区分	所属 / 役職	備考
184	藤山	1	二宮 博	男	2	藤山地区コミュニティ運営 協議会	新任
185	藤山	2	山内 弓子	女	2	宇部市交通安全協会 藤山分会	会 長 新任
186	藤山	3	西田 豊	男	2	藤山体育振興会	会 長 新任
187	藤山	4	安宅 正哉	男	1	宇部市立藤山小学校	校 長
188	藤山	5	森田 成寿	男	1	宇部市立藤山中学校	校 長
189	藤山	6	唐津 正一	男	2	藤山地区 自治会連合会	会 長 新任
190	藤山	7	坂本 行正	男	2	藤山地区民生児童委員協議会	会 長
191	藤山	8	徳田 雅裕	男	1	宇部フロンティア大学付属品香川高等学校	教 諭 新任
192	西宇部	1	朝倉 孝吉	男	2	コミュニティ推進協議会	会長
193	西宇部	2	平川 悦士	男	2	社会福祉協議会	会長
194	西宇部	3	藤本 一規	男	1	人権教育推進委員協議会	会長
195	西宇部	4	山村 龍治	男	2	体育振興会	会長
196	西宇部	5	伊藤 重成	男	2	まちづくりサークル実行委員会	会長
197	西宇部	6	富賀 万須子	女	2	子ども委員会	会長
198	西宇部	7	藤井 卓	男	2	交通安全連絡協議会	会長
199	西宇部	8	城美 暁	男	1	子ども会育成連絡協議会	会長
200	西宇部	9	松岡 幸子	女	2	母子保健推進員会	会長
201	西宇部	10	渡邊 数江	女	2	おいこら気ママ館	代表
202	西宇部	11	森田 克彦	男	2	高齢者連絡協議会	会長
203	西宇部	12	川西 俊之	男	1	西宇部小学校	校長 新任
204	黒石	1	岩村 誠	男	2	まちづくりサークル	
205	黒石	2	上符恵都子	女	2	地区母子保健推進員会	
206	黒石	3	木村 誠	男	2	まちづくりサークル	
207	黒石	4	原田 健一郎	男	1	黒石小学校	校長 新任
208	黒石	5	藤村満里子	女	2	地区民生児童委員協議会	
209	黒石	6	松永 隆子	女	2	子ども委員会	
210	黒石	7	三宅 立身	男	2	ふれあい運動推進員会	会長
211	黒石	8	安田 尚弘	男	1	黒石中学校	校長
212	黒石	9	山本 昌子	女	2	地区福祉委員会	会長

令和4年度 宇部市立学校給食献立委員会委員

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
上宇部小	大谷 綾香	栄養教諭
見初小	藤本 江梨花	学校栄養職員
神原小	坂本 美幸	学校栄養職員
原 小	石田 里枝	給食主任
厚東小	森上 真惟	給食主任
小野小	藏本 真理	給食主任
常盤小	藤本 幸子	栄養教諭
小羽山小	大原 淳子	栄養教諭
西宇部小	河野 陽子	栄養教諭
黒石小	田中 理恵子	栄養教諭
川上小	藤田 千恵子	栄養教諭
川上中	國武 眞由美	給食主任
船木小	小野 明子	栄養教諭
楠中	寺島 薫	給食主任
万倉小	岡本 彩乃	学校栄養職員
吉部小	田中 友斐	給食主任
琴芝小 (琴芝共同調理場)	西村 弓恵	栄養教諭
神原中	山根 みゆき	給食主任
二俣瀬小 (二俣瀬共同調理場)	増野 裕子	栄養教諭
厚東川中	戸川 尚美	給食主任
厚南小 (厚南共同調理場)	三上 恵	学校栄養職員
厚南中	柳 聡子	給食主任
黒石中	堀田 歩実	給食主任
給食調理員	松谷 由香里	(小野小)
給食調理員	白木 恵美	(厚東小)

令和4年度 宇部市学校給食センター献立委員会委員

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
学校給食センター	阿川 久美子	栄養教諭
学校給食センター	木本 真由美	栄養教諭
恩田小	野村 恭子	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	松野 雅子	給食主任
鶉ノ島小	植村 久美江	給食主任
岬 小	松岡 理子	給食主任
上宇部中	岡野 智世	給食主任
桃山中	酒瀬川 弘恵	給食主任
藤山中	正司 京子	給食主任
常盤中	井上 瑠莉	給食主任

以上11名

学校・施設名	献立委員	職種
学校給食センター	阿川 久美子	栄養教諭
学校給食センター	木本 真由美	栄養教諭
恩田小	野村 恭子	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	松野 雅子	給食主任
鶉ノ島小	植村 久美江	給食主任
岬 小	松岡 理子	給食主任
上宇部中	岡野 智世	給食主任
桃山中	酒瀬川 弘恵	給食主任
藤山中	正司 京子	給食主任
常盤中	井上 瑠莉	給食主任
西岐波学校給食 共同調理場	水ノ上 芳美	栄養教諭
西岐波学校給食 共同調理場	岡崎 媛子	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	舩富 美智子	給食主任
東岐波中	久野 ひろみ	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上42名

令和4年度 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
西岐波学校給食 共同調理場	水ノ上 芳美	栄養教諭
西岐波学校給食 共同調理場	岡崎 媛子	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	舩富 美智子	給食主任
東岐波中	久野 ひろみ	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上6名

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

（平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正）

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

（昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正）

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

（平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正）

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二七教委規程五・追加）

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程六・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場でつかさどる。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

寄 附 (3月分)

令和4年4月26日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和4年3月3日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算119回目)
令和4年3月16日	宇部工業株式会社 代表取締役社長 河野 剛志	1,000,000 円	「宇部市奨学基金」への寄附として